湯川村

http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/kikakuzaisei/hometown_tax_3.html

「農業支援」を目的としたふるさと納税（寄附）について

ふるさと納税（寄附）制度とは？

税金は、いくら控除される？

湯川村から寄附者への贈呈品

ふるさと納税（寄附）をするには？

昨年度は、全国の大勢の皆様（全都道府県3,626名様）から、湯川村へ多額（ご寄附総額１億円超！）のふるさと納税（寄附）を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度の実績は、こちら

平成27年度湯川村ふるさと納税の受付期間は、

平成27年５月18日 ～ ８月31日 です。

（受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分　まで）

湯川村は、今年度もコメ生産農家を全面支援します。

湯川村では、昨年度よりふるさと納税制度を活用し、農業（農家）を全面支援しています。
村が、寄附者と生産者の架け橋になり、農業支援を目的とした３万円以上の寄附者へ、湯川村産コシヒカリ（新米）や湯川村産米を使用した地酒（瑠璃光）を贈呈します。

ふるさと納税（寄附）制度とは？

ふるさと納税（寄附）制度とは、「ふるさとを応援したい」「ふるさとや親しみを感じる自治体へ貢献したい」という納税者の方々が、その自治体にふるさと納税（寄附）した場合、一定の上限まで所得税・個人住民税から控除されるものです。
実質的に、ふるさとに「納税」することにより、ふるさとを大切にしたいという「納税者ひとりひとりの想い」をかたちにすることができます。

税金は、いくら控除される？

寄附金税制により、最大で（寄附金額－２千円）の税控除が受けられます。

例）寄附金額30,000円の場合 → 最大で28,000円の税控除
　　寄附金額60,000円の場合 → 最大で58,000円の税控除

ご寄附をいただいた方へは、村から寄附金受領証明書を発行しますので、確定申告時に寄附金控除の申告を行ってください。

また、**平成27年度からは、ふるさと納税ワンストップ特例制度が設けられ、確定申告の必要の無い給与所得者等の方は、自治体へのご寄附が５箇所までであれば、この特例を受ける旨の申請書をふるさと納税をする自治体へ提出するだけ**で、税控除を受けることができます。

≪ワンストップ特例に関する申請書のダウンロード≫

■ 申告特例申請書（233kbyte） → 〔 記入例 〕
※寄附金受領証明書受領後、郵送でのご提出をお願いします。

■ 申請事項変更届出書（223kbyte）
※申請書提出後、住所・氏名等の変更があった場合に必要です。

※なお、詳細については、こちらの総務省のページをご覧ください。

・控除の方法	所　得　税	所得控除方式
	個人住民税	税額控除方式
・控除の上限	個人住民税（所得割額）の２割	

▲ページの先頭へ戻る

湯川村から寄附者への贈呈品

①寄附金額 5,000円以上･･･地酒（瑠璃光 四合瓶 ２本）
【数量限定 500セット】
☆予定数量に達したため、新規受付は終了とさせていただきます。

②寄附金額30,000円以上･･･湯川村産米１俵（コシヒカリ 60kg）

③寄附金額60,000円以上･･･湯川村産米２俵（コシヒカリ120kg）

→精米・玄米の選択可。10kgごとの分割発送可。
第1回目の発送となる10月下旬から翌年9月まで通年で配送ができます。
（ご希望のお届け月はご入金時に指定してください。）

各月の発送時期は準備ができ次第の発送とさせていただきますので、
発送日および時間指定はできませんので予めご了承ください。

※複数選択可。例えば寄附金額が35,000円の場合、地酒とお米（60kg）が選択できます。ただし寄附はお一人様１回までとなります。

▲ページの先頭へ戻る

ふるさと納税（寄附）をするには？

寄附申込み受付期間：平成27年５月18日 ～ ８月31日

１．【寄附者 → 湯川村】
受付期間内に電話・ＦＡＸ・Ｅメール等で下記『申込先及びお問合せ先』までご連絡ください。その際には、寄附金申込書（パンフレット）の送付先として以下４点をお伺いいたします。

①郵便番号　：　半角７桁
②住　　所　：　都道府県からすべて記入
③氏　　名　：　送付先のお名前
④電話番号　：　送付先のお電話番号
（昨年度ご寄附いただいた方は併せてご連絡ください。）

２．【湯川村 → 寄附者】
寄附金申込書（パンフレット）等をお送りします。

３．【寄附者】
ご寄附の方法
・郵便局から郵便振替（手数料無料）
・銀行等から振込（手数料は寄附者負担）
・役場窓口へ持参

・クレジット払い（Yahoo公金支払い）
※Ｅメールのみでの受付となります。
メール文中で「クレジット払い希望」と明記いただいた方には専用の申込書（Word）を添付して返信しております。
申込書のご提出後、支払番号等を通知いたします。
この場合、パンフレットの送付はしておりません。

４．【湯川村 → 寄附者】
ご入金が確認されましたら、その後情報を集計させていただき、『寄附金受領証明書』を発行します。
（特産品発送の前までの発行を予定しております。）

▲ページの先頭へ戻る

『申込先及びお問合せ先』

○ 郵便番号 ９６９－３５９３
○ 所 在 地 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀞１８番地
○ 担 当 課 湯川村役場　総務課
○ 電　　話 ０２４１（２７）８８００
○ Ｆ Ａ Ｘ ０２４１（２７）３７６０
○ Ｅメール furusato@vill.yugawa.fukushima.jp